

# 法人春日部

11月号

2024年(令和6年)11月7日発行

No.200



▲ 鷲宮催馬楽神楽  
(第11座 鎮悪神発弓韋負之段)

アニメ「らき☆すた」を活かした  
まちづくり・鷲宮



◀ (写真左) 原作漫画連載開始20周年セレモニー  
(写真右) キャラクター立像除幕式

@美水かがみ



公益社団法人 春日部法人会  
〒344-0062 春日部市粕壁東二丁目2番29号  
TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

春日部法人会HPは毎週金曜日《更新》

[kasukabehojinkai.jp](http://kasukabehojinkai.jp)

春日部法人会

検索



# 春日部税務署新署長に 大原 一也氏が着任

## 対談



公益社団法人春日部法人会会長

田中彦八

春日部税務署長

大原一也

本年7月10日の国税庁定期人事異動で、(前)国税不服審判所熊本支部部長審判官の大原一也氏が、第65代春日部税務署長に就任されました。  
田中彦八会長と前澤初夫広報副委員長が訪問してインタビューをさせていただきました。

期日:令和6年10月15日(火) 於:春日部税務署 署長室  
(写真撮影) 前澤広報副委員長

## CONTENTS

税務署長対談～田中会長が大原新署長と会談～	2～4
春日部税務署定期人事異動	5
第10回「税に関する絵はがきコンクール」審査会を開催	6
第40回法人会全国大会鹿児島大会を開催	7
令和7年度税制改正提言・税制改正スローガン	8～9
県税からのお知らせ	9
第58回「税についての作文」春日部法人会長賞受賞作品	10～11
税務署だより	12～15
女性部会の皆さんが租税教室講師を務めました	16

女性部会県外研修を開催	17
青年部会春日部支部の皆さんが租税教室講師を務めました	17
県女連協東部ブロック事業租税教室とSAMのダレデモダンスを開催	18
支部だより 春日部支部 第25回親子マネー講座を開催	18
コラム～実践税務調査～名目監査役に支払った賞与および残業手当の取扱い	19
法人会の会員サービス	20
想うがまま 岩槻支部、栗橋支部	21
新入会員ご紹介/会員増強運動展開中	22
経営者のリスク管理～経営者保証とリスクマネジメント～	23
法人会自主点検チェックシートを活用していますか	24

**田中会長** 新たに就任された大原一也春日部税務署長にお伺いします。初めに春日部税務署長に就任された抱負からお伺いできますか。

**大原署長** まず、春日部法人会の皆様には、地域のオピニオンリーダーとして、税に関する各種研修会やe-Taxの普及促進、「自主点検チェックシート」を活用した税務コンプライアンスの向上など、積極的かつ継続的に取り組んでいただいていると伺っており、その活動に深く感謝申し上げます。

さて、私ども税務当局は、国民の皆様からの理解と信頼の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を円滑に実現する」ことを使命としております。このため、取組姿勢としては、善良な納税者には親切・丁寧な対応を、悪質な納税者には厳正な調査・徴収を行っていく必要があると考えております。

公務を遂行していくには、心身の健康があって初めて成り立つため、職員一人一人の健康が大切と考えております。

**田中会長** まさにそのとおり、正直者が馬鹿を見る事がないような公正な社会であっていただきたいと思えます。改めて署長にお尋ねしますが、署長は今までのような部署でお仕事をされてこられたのですか。

**大原署長** 採用となり、税務署に配属された当初は債権・債務・収納の管理や滞納国税の徴収の仕事が中心でした。最近では、税務相談室や厚生課、署長・副署長といった総務系統の仕事で、通算すると総務系統の仕事の方が長くなっています。したがって、前任の田中署長や前々任の宇佐田署長と違い課税関係の仕事の経験はありません。前任地は、国税不服審判所熊本支部です。

**田中会長** 国税不服審判所ですか。あまり馴染みのない部署なので、概略をお聞かせいただけますでしょうか。

**大原署長** 国税不服審判所は、税務署長や国税局長などが行った更正・決定や差押えなどの国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関で、国税庁の特別の機関として、執行機関である国税局や税務署から分離されて設置されております。役割としては、税務行政部内における公正な第三者的機関として、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命として、審査請求人と税務署長や国税局長な

どとの間に立つ公正な立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行っています。

**田中会長** いやはや、すごい部署にいたという事だけは分かりました。

ところで、熊本での生活はいかがでしたか。

**大原署長** 実は、熊本に異動になる前は厚生課勤務があったにもかかわらず、自分自身はメタボ気味の体型でした。ご存知のように熊本には、馬刺しや辛子レンコンなどなどおいしい物がたくさんあります。また、九州のお酒というと焼酎を連想されるかもしれませんが、日本酒造りも盛んな土地であります。食事やお酒がおいしすぎてメタボ気味を通り越してメタボ完全体になってしまうのではないかと心配していたのですが、熊本に異動してすぐに同期からリレーマラソンに誘われたのをきっかけに、走るための体づくりをする必要に迫られ、まず歩くことからはじめようと決め、多いときは1日4万歩超歩き、体重を10キロ落とすことに成功しました。

**田中会長** 10キロですか、それよりもメタボ気味だったというのが信じられないくらいスリムな体型ですね。私も見習いたいところです。

ジョギングの他に趣味はありますか。

**大原署長** 高尚な趣味と言えるのはありませんが、様々な楽曲を聞くのが好きで、ここ数年はYOASOBIの楽曲を好んで聞いています。埼玉に戻ってきてからは愛犬(トイプードル)と戯れているのが癒しです。

**田中会長** 「よあそび」ですか。先ほどの審判所の話といい、なかなか聞き馴染みのない言葉の連続ですね。

私は、九州と聞くと西郷隆盛公を思い出してなりません。西郷隆盛公は、鹿児島出身で、終焉の地も鹿児島なので思い入れはあります。

**大原署長** 実は、鹿児島を訪れて好きになった言葉に「敬天愛人」という言葉があります。

**田中会長** まさしく西郷隆盛公の座右の銘ではありませんか。実は先日、鹿児島に行く機会に恵まれ、西郷隆盛公が眠る南洲墓地にお参りしてきたばかりなのです。ようやく署長との共通の話題がでてきて嬉しい限りです。

そういえば、前任の田中署長は栃木県出身でしたが、大原署長はどちらのご出身なのでしょうか。

(次ページへ続く)

さいばら  
＜鷲宮催馬楽神楽＞

鷲宮神社に伝わるこの神楽は、昭和51年(1976年)、第1回目の国の重要無形民族文化財に指定されています。一般に「鷲宮催馬楽神楽」と言われていますが、正しくは「土師一流催馬楽神楽」と言います。鷲宮神社は、古代に「土師部(ハジベ)」の人々が創建した神社との伝承があり、初めは「土師宮」と称していたのが、いつからか「ハジ」が「ワシ」に訛って現在の社名になったと伝えられています。また、「催馬楽」とは、平安時代に広く流行した歌謡で、一説には、地方から朝廷に年貢を運ぶ時に馬子が歌ったことから、この名前がついたと言われていました。舞いは、二人以上の連れ舞が多く、宗教味の濃い動作が含まれており、古い祭りの儀式や作法をしのばせる格式をもっている典雅な舞いです。

写真：鷲宮神社▶





公務の遂行には心身の健康があってこそ。職員一人一人の健康が大切です。

大原一也署長

**大原署長** 私の出身地は、新潟県五泉市です。五泉市と言っても関東の方には分かりにくいと思います。税務署の管轄で言うと新津税務署の管内です。新潟県から福島県へとつながる国道49号線の途中にあり、阿賀野川が近くを流れている場所と言えばイメージしやすいかなと思います。出身は新潟県なのですが、一度も新潟県での勤務はありません。

**田中会長** そうでしたか。

さて、このあたりで税務の話をお聞きしたいのですが、昨年の10月から消費税のインボイス制度が始まりました。インボイス制度の導入後春日部税務署管内で問題になっている事はありますか。

**大原署長** 法人に限っていいますと、もともと消費税の申告をされていた方々ばかりなので目立った問題は起きていません。ただ個人事業者の中には、インボイスの番号は取引先に言われて取ったけど、申告を忘れていたという方がいるようです。詳細は差し控えさせていただきます。

**田中会長** なるほど。状況は分かりました。何か法人会としてお手伝いできることがあれば、何なりとお申し付けください。

**大原署長** ありがとうございます。春日部法人会の皆様には、従前から税務署と良好な連携・協調関係を築いていただいております。税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることに対して、大変ありがたく思っております。

また法人会におかれましては、女性部会を中心に小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を毎年実施されているほか、「NHK交響楽団トップメンバーによる弦楽四重奏と租税教育」など、将来を担う子供たちにとっても大変有意義な事業を積極的に実施されていると伺っております。演奏で使用する楽器も大変高価なもの伺っておりますが。



N響トップメンバーによる特別な時間を、ぜひ一緒に過ごしてください。

田中彦八会長

**田中会長** 演奏者もN響トップメンバーと一流どころなのですが、使用する楽器も大きな声で言えないくらい高価なものです。音楽だけでも子供たちに響くと思うのですが、子どもたちが家に帰って、「今日すごく高い楽器の演奏聞いてきたよ」と夕食時の話題にしてくれると、我々の事業もやった甲斐があるというものです。署長をはじめ署の方々は、忙しい日々を過ごされていると思いますが、我々の事業にお越しになり特別な時間を一緒に過ごしていただけると幸いです。

**大原署長** お誘いいただきありがとうございます。一緒にできることを楽しみにしております。租税教室に限らず、本年も昨年に引き続いてイオンモールでの合同表彰式や書道パフォーマンス、各種税に関する作品展示など、法人会も会員となっておられる税務行政協力会の皆様とともに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。これらのイベントを通して、法人会と税務署のより一層の連携や協調を図りつつ、適正・公平な税務行政の推進に向け取り組んでまいりますので、法人会会員の皆様方におかれましては、引き続きご理解とご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**田中会長** 署長には、ご多忙の中、広報紙面へご協力をいただき、ありがとうございました。

# 春日部税務署の 定期人事異動

令和6年7月10日発令で春日部税務署の定期人事異動がありました。

主な転入者の異動の速報を「法人春日部第199号(令和6年8月発行)」に掲載しました。

今号では、転入された皆様に ①**前任地** ②**趣味・特技** ③**好きな言葉・モットー**をお伺いしました。(敬称略・順不同)



副署長  
(法人担当)  
**須藤 勝幸**

- ①関東信越国税局 課税第一部 国税訟務官室 国税訟務官
- ②旅行、ドライブ
- ③泰然自若



副署長  
(個人、資産担当)  
**森川 光宏**

- ①朝霞税務署 総務課長
- ②ジョギング、サイクリング
- ③臥薪嘗胆



副署長  
(総務・管理運営・徴収担当)  
**佐藤 ルミ子**

- ①仙台国税局 徴収部 管理運営課課長補佐
- ②読書
- ③感謝 ありがとう



特別国税調査官  
(法人担当)  
**渡邊 英男**

- ①宇都宮税務署 特別国税調査官(源泉担当)
- ②30年無事故無違反
- ③一日一善



特別国税調査官  
(法人担当)  
**蕎麦田 武**

- ①川越税務署 特別国税調査官(法人担当)
- ②お城巡り
- ③一期一会



特別国税調査官  
(広域事務処理担当)  
**大須賀 一正**

- ①大宮税務署 特別国税調査官(法人担当)
- ②サッカー観戦、散歩
- ③守・破・離(はれる)



法人課税第三部門  
統括国税調査官  
**吉沢 雅彦**

- ①関東信越国税局 課税第一部 統括国税実査官付 主査
- ②二輪車(原付二種)、通勤時間中の読書(ライトノベル)
- ③一期一会、戒石銘の戒め



法人課税第四部門  
統括国税調査官  
**清水 裕仁**

- ①館林税務署 個人課税第三部門 統括国税調査官
- ②犬と遊ぶこと
- ③柳に風



法人課税第五部門  
統括国税調査官  
**山本 富美江**

- ①高崎税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
- ②温泉旅行、ラグビー観戦
- ③日日は好日



法人課税第七部門  
統括国税調査官  
**小松 敏克**

- ①関東信越国税局 課税第二部 資料調査第一課 主査
- ②愛犬の散歩
- ③為せば成る



法人課税第一部門  
連絡調整官  
**中澤 聡**

- ①大宮税務署 国際税務専門官(法人担当) 上席国税調査官
- ②ウインドショッピング、ドラマ・映画鑑賞
- ③時に流されず己で考えてみる。自身の考えを持つ。



異動・退任された皆様、  
大変お疲れ様でした

署長	田中 厚〈退官〉
副署長(法人担当)	山田 潤一郎〈国税庁監察官東京派遣 主任監察官〉
副署長(個人・資産担当)	諏訪 智也〈広島国税局 課税第一部 審理官〉
副署長(総務・管運・徴収担当)	角田 美奈子〈関東信越国税局 徴収部 国税訟務官〉
総務課長	見田 隆行〈関東信越国税不服審判所 新潟支所 副審判官〉
徴収第一部門統括国税徴収官	亀ヶ川 昭裕〈土浦署 特別国税徴収官(徴収担当)〉
資産課税第一部門統括国税調査官	相田 健〈新潟署 資産課税第一部門 統括国税調査官〉
特別国税調査官(法人担当)	松元 郁徳〈退官〉
特別国税調査官(法人担当)	阿部 仁〈館林署 特別国税調査官(法人担当)〉
特別国税調査官(広域事務処理担当)	手塚 公彦〈関東信越国税局 総務部 税務相談室〉
法人課税第三部門統括国税調査官	田中正昭〈本庄署 法人課税部門 統括国税調査官〉
法人課税第四部門統括国税調査官	碓井 修一〈高崎署 徴収第二部門 統括国税徴収官〉
法人課税第五部門統括国税調査官	山口 友也〈竜ヶ崎署 法人課税第二部門 統括国税調査官〉
法人課税第七部門統括国税調査官	高橋 太輔〈西川口署 法人課税部門 上席国税調査官〉
法人課税第一部門連絡調整官	田中 淳仁〈水戸署 法人課税第四部門 統括国税調査官〉
総務課長補佐	市勢 和敏〈桐生署 法人課税第一部門 総括上席国税調査官〉

# 第10回 ぜい かん 税に関する 絵はがきコンクール

## 審査会を開催

主催：公益社団法人 春日部法人会  
公益財団法人 全国法人会総連合

後援：国税庁、春日部税務署管内租税教育推進協議会、  
春日部市教育委員会・さいたま市教育委員会・久喜市教育委員会・  
蓮田市教育委員会・幸手市教育委員会・宮代町教育委員会・  
白岡市教育委員会・杉戸町教育委員会



税に関する絵はがきコンクールは、小学生が「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んだ知識や感想を「絵はがき」に表現することで、税に対する理解をより深めることを目的に、全国の法人会女性部会が実施する事業です。

春日部法人会では、各市町教育委員会のご協力をいただき、第10回を数える実施となりました。コロナ禍により応募が減った時期もありましたが、春日部税務署管内公立小学校91校中54校、2,595人という、多くの参加校、参加人数となりました。

児童の皆さんが「税」について学んで得た自らの考えを、言葉や構図を工夫し、「はがき」に表現するという難しい取り組みですが、どの作品も子どもらしい発想にあふれた素晴らしい作品でした。専門家の先生による講評では、絵はがきという通信手段で誰に対して伝えたいかを考えたときに自分たちの後輩への励ましという観点が見られた。また作品の質が高くなってきた。税に関する絵はがきコンクールが学校にも浸透してきていると思う。発想の豊かさ、広がりを感じられた、描画に進歩が見られるなど子どもたちの取り組む姿勢の変化について述べられました。

コンクールへの応募が、児童の皆さんの税に対する理解を深め、将来に役立つことを期待しています。



入選作品は、広報誌やホームページに掲載するほか、春日部税務署にも掲示されます。



**審査会** 令和6年10月9日(水)  
於 春日部商工会議所会館

法人会キャラクター  
けんたくん

当会役員に加えて、専門審査員として春日部税務署・美術教育者(元美術教育連盟常任理事)などを迎え、審査会を行いました。

多くの作品からの選考は大変ですが、女性部会の皆さんも「子どもの絵の見方」などのレクチャーを受け、取り組みました。



# 第40回 法人会全国大会 鹿児島大会を開催

～全国から1,700名の企業経営者が集結～

令和6年10月3日(木) 於 城山ホテル鹿児島



鹿児島空港到着

10月3日木曜日、ようやく涼しくなりかけた雨模様の下、鹿児島空港に到着しました。鹿児島市の城山ホテルにおいて奥達雄国税庁長官や下鶴隆央鹿児島市長など多数の来賓を招いて全法連全国大会を開催しました。当会からは田中彦八会長、田中雪心副会長、染谷重明副会長、山田一徳副会長、富田英則副会長、深井義秋副会長、田口義明税制・研修委員と大沢雅昭事務局長の8名が参加しました。

全国大会は、法人会の「税制改正に関する提言」の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会の代表が一堂に会し、相互の交流と研鑽を通じ、より一層連携を深めることを目的に年1回開催されます。

全国から集まった1,700名の企業経営者へ、ウェルカムイベントとして、火縄銃の試射が行われ、第一部の式典が始まりました。

令和7年度税制改正提言の報告や青年部会による租税教育活動の報告、健康経営活動の報告などが行われました。

その後、ANAホールディングス株式会社取締役会長の片野坂真哉氏により「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界～危機下の経営戦略を語る～」という演題で、記念講演が行われました。



全法連会長挨拶

大会宣言は、概ね次のとおり。

我が国経済は、株式市場における最高値の一次更新や高水準の賃金上昇率を記録したほか、長年にわたるデフレからの完全脱却が目前に迫るなど、大きな転換期を迎えている。

一方、中小企業では少子高齢化と人口減少に伴う人手不足が深刻化しており、こうした構造的な解決に向けた税・財政政策など、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っている。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、きめ細かな税財政上の支援が必要であり、法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和6年10月3日

全国法人会総連合 全国大会



国税庁長官挨拶



鹿児島全国大会入口



城山ホテル鹿児島から桜島観望

# 令和7年度 税制改正に関する提言（概要）

公益財団法人 全国法人会総連合

## I. 税・財政改革のあり方

### 1. 財政健全化に向けて

本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。また、物価高対策としての効果については限定的との批判がある。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。

与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。岸田文雄政権は賃上げに加え、歳出改革で社会保険料負担を抑制することで「実質的な負担増はない」と説明している。だが、医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。社会保障改革が想定通りに行われなければ、財源は国債頼みとなりかねない。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

### 2. 企業への過度な保険料負担の抑制

中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

### 3. 行政改革の徹底等

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

一般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不

信感に極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や用途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

## II. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。

(2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。

(3) 中小企業の事務負担軽減 等。

### 2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

### 3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある。問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き事業者混乱が生じないように、制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。



## 令和7年度 税制改正スローガン



「金利のある世界」が到来。  
新たな財政再建目標の策定を！

企業への過度な保険料負担を抑制し、  
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！

人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、  
中小企業の活性化に資する税制措置を！

中小企業は地域経済と雇用の担い手。  
本格的な事業承継税制の創設を！

### 県税からのお知らせ

## 11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納税通知書により、納期限〔12月2日(月)〕までに忘れずに納付してください。

個人事業税は、スマートフォン決済アプリ(PayPay、au PAY、d払い、楽天ペイ、PayB、ファミペイなど)から納税通知書の「eL-QR」を読み取って納付することができます。

また、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法で納付することも可能です。

なお、自動車税事務所の4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

納税が困難な場合は、お早めに県税事務所へご相談ください。

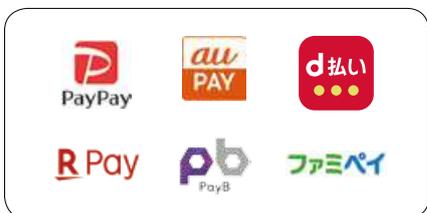
納税は  
安全・便利・確実な  
口座振替で！



個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続は、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続に2か月程度要するため、これから手続をしていただくと、令和7年度からご利用いただけます。

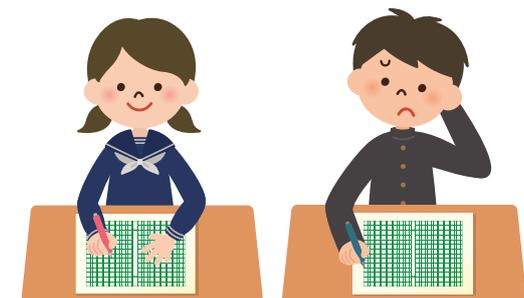


個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税務課(電話048・830・2664)へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税(URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>)」をご覧ください。



# 中学生の 「税についての作文」

40校から3,312編の応募



国税庁と納税貯蓄組合連合会が主催し、全国法人会総連合などが後援している中学生の「税についての作文」募集・審査が行われました。

この事業は、全国の中学校で取り組まれ、今年で58回目となる歴史ある事業です。法人会では、全国組織である全国法人会総連合が後援しています。

全国では令和3年度に6,482校、450,142編、令和4年度に6,595校、460,918編、令和5年度に6,457校、445,945編の応募があり、多くの生徒が参加しています。

今年度は、春日部税務署管内の中学校51校のうち40校から3,312編の応募があり、9月17日、春日部税務署において地区審査会が行われました。

今年の作文は、ふるさと納税や医療体制、社会保障費への税負担などについての作品が見られました。また、学校生活や公共サービスと税の関わり、消費税の使い道、社会生活と税、将来、納税者となった時の心構えなど、中学生の視点で、税についての考え・思いがしっかりと述べられていました。

優秀作品は、さらに県審査・全国審査に進みます。1月発行の広報誌では、審査結果と優秀作品を紹介します。

## 「税についての作文」 優秀協力校へ法人会支部長賞を贈呈

春日部法人会では、租税教室と同様、中学生の時期に税について考えることは、意義のあるものと捉え、積極的に協力し、推進してきました。

春日部法人会各支部では、特に応募に功績のあった下記の学校に支部長賞を贈呈します。

春日部	春日部市立豊野中学校	白岡	白岡市立菁莪中学校
岩槻	さいたま市立城北中学校	菖蒲	該当なし
久喜	久喜市立太東中学校	栗橋	久喜市立栗橋東中学校
蓮田	蓮田市立蓮田南中学校	鷺宮	久喜市立鷺宮中学校
幸手	幸手市立東中学校	杉戸	杉戸町立杉戸中学校
宮代	宮代町立前原中学校		

## 春日部法人会会長賞決定!

地区審査会の結果、今年度の  
春日部法人会会長賞が決定しました。

白岡市立南中学校 3年  
金井 杏優さん

『今、生きているのは』



入選作品の一部は、本誌令和7年1月号、4月号に掲載し、ご紹介します。  
今号は春日部法人会会長賞受賞作品です。

### 春日部法人会会長賞

## 今、生きているのは

白岡市立南中学校 3年  
金井 杏優さん

「私が今生きているのは、家族と名前も知らない若い人たちがいるからなんだよ。」祖母は、そう言って話し始めた。

私の祖母は昔に脳内出血をして、その影響で鬱病となり、そして身体が麻痺し、それによって身体のおちこちを骨折している。それに加えて、祖父は目がほとんど見えない状態だ。そのため、私の母は二人を介護している。私もたまに二人の介護の手伝いに行っている。

私は今日も母の二人の介護を手伝おうと祖母の家へ行き、二人をサポートした。そのとき、祖母が突然話し始めた。「私が今生きているのは、家族と名前も知らない人たちがいるからなんだよ。」私は理解ができなかった。家族、はおそらく介護をしてくれている母や元気を与えてくれる私達孫などのことだろう。名前も知らない人、とは誰のことだろう。そう考えていると祖母は自身がもらっている税金について話し出した。その名も「障害年金」

障害年金は年金と違って、通常二十歳以上の人が一定の障害の状態になった場合に支給されるものだ。祖母は「障害年金ってのは、年金よりも少し多くお金がもらえるんだよ。だけどその中には働いている若い人たちから頂いた税金が詰まっている。だから私は感謝している。」と

言った。私はこれを聞いて、名前も知らない若い人が誰のことを指しているかを理解した。また、同時に少し考えたことがある。

税金。これは、人々が不満に思いながらも払っている。しかし、そんな税金の行き先は困っている人や苦しんでいる人のところだ。そして、もらった人は感謝の気持ちでいっぱいになる。

この仕組みは一体何なのだろう。少子高齢化によって、大抵若い人が働いて多くの税金を払って、年配の人がもらうという形が最近出来上がっている。そう考えると、若い人たちもいつかは税金をもらう立場になる。また、私もいつかは税金を払う立場ももらう立場も経験するのだと思った。ということは損も得もしないのではないだろうか。祖母は税金を払ってくれる人に感謝してると言っていたが、祖母はもう税金を払う立場を経験している。だから損も得もしていない。いわば「自分の未来への貯金」だ。働いている若いうちに税金、という形で貯金をして、働かなくなったら少しずつその貯金を崩していく。そう考えれば、税金に不満は抱かないだろう。

これからは、税金とは、「自分の未来への貯金」だと思って過ごしていこうと思う。

# 令和6年分 年末調整についてのお知らせ

年末調整に役立つ情報は国税庁のこちらのページへ！  
年末調整における定額減税に関する情報もあわせてチェック！

## 年末調整がよくわかるページ (令和6年分)

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】  
○ 源泉徴収義務者の  
「年末調整計算シート」(Excel)をご利用の税額計算を効率的に行うことができます。定額減税の制度の詳細については、「定額減税特設サイト」をご覧ください。

源泉徴収義務者  
(給与の支払者)の方へ

給与所得者  
(従業員)の方へ

年末調整手続の電子化

チャットボットに相談する

年末調整がよくわかる



### 源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

### 給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

### 年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

### チャットボットに相談する

年末調整でお困りのときにご利用ください。  
※公開期間は令和6年10月頃から令和7年1月下旬までの予定です。



### 詳しい説明(パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引き」のパンフレットを提供しています。

### 各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

### 年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

※ 令和6年分の各種情報については  
**令和6年10月頃**に掲載します。

◎年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

➔ **令和7年1月10日(金)**

◎年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限(納期の特例の適用がある場合)

➔ **令和7年1月20日(月)**

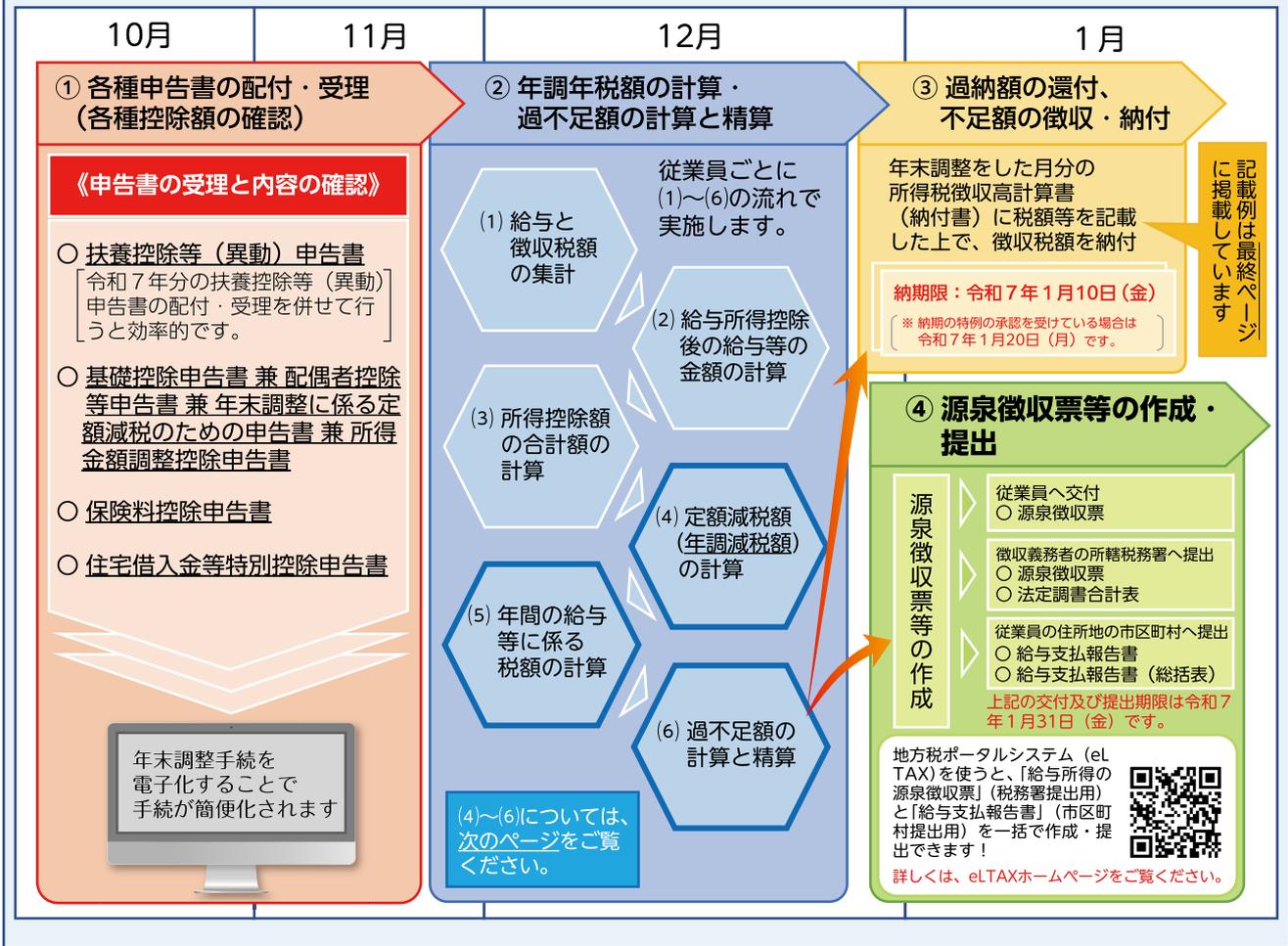
◎給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

➔ **令和7年1月31日(金)**

年末調整のスケジュールや手順については、次ページをご確認ください。

◎ 年末調整のスケジュール

年末調整は、おおむね次のようなスケジュールで行います。



次の様式等は  
こちらに掲載  
しています。



◎ 年末調整手続における参考情報

① 【年末調整計算シート】

年末調整計算シート(Excel)は、従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などの必要な項目を入力することで、その従業員の方の税額を自動で計算することができ、効率的に年末調整を行うことができます。

なお、控除対象扶養親族の人数などの入力、従業員の方から提出を受けた「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書を基に行いますが、年末調整計算シートには、それらの入力のしかたや、専門用語の意味を説明するシートを設けています。

年末調整計算シート(令和6年用)は  
定額減税額の計算に対応しています

こちらの年末調整計算シートの  
②(1)~(6)は、上記「② 年調年税  
額の計算・過不足額の計算と精  
算」の番号を示しています。

氏名		備考			
区分	人数(人)	控除額(円)	区分	人数(人)	控除額(円)
控除対象扶養親族の人数	A		同居特別控除対象者の人数	F	
特定扶養親族の人数	B		同居特別控除対象者の人数	G	
同居親族等の人数	C		寡婦の該当	H	
同居寡妻等の人数	D		ひとり親の該当	I	
一人扶養親族の人数	E		勤労学生等の該当	J	
一般の控除対象者の人数					
区分	金額(円)	税額(円)			
給料・手当等	①	③			
賞与等	②	④			
給与所得控除後の給与等の金額	②(1)	⑤			
所得金額調整控除額	②(2)	⑥			
所得金額調整控除額の適用の有無					
給与等からの控除分	⑦	⑦			
所得控除後の所得金額	⑧	⑧			
生命保険料の控除額	⑨	⑨			
地震保険料の控除額	⑩	⑩			
配偶者(特別)控除額	⑪	⑪			
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑫	⑫			
基礎控除額	⑬	⑬			
所得控除額の合計額	⑭	⑭			
差引課税額と所得金額及び算出所得税額	⑮	⑮			
特定増収等(住宅借入金等特別控除額)	⑯	⑯			
年調年税額	⑰	⑰			
生戻税額	⑱	⑱			
年調減税額(控除後の年調年税額)	⑲	⑲			
控除外額	⑳	⑳			
年調年税額(⑲-⑳)×102.1%	㉑	㉑			
差引超過額又は不足額	㉒	㉒			
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉓	㉓			
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉔	㉔			
差引還付する税額	㉕	㉕			
同上的うち					
本年中に還付する金額	㉖	㉖			
翌年において還付する金額	㉗	㉗			
不足額の精算					
本年最後の給与から徴収する金額	㉘	㉘			
翌年に繰り越して徴収する金額	㉙	㉙			

② 【令和6年分 年末調整のしかた】

年調年税額の計算などの年末調整手続の詳細については、こちらをご覧ください。

給与所得控除後の給与等の金額を求めるために必要な「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」などはこちらに掲載しています。

なお、こちらのページには以下の情報についても掲載しています。

源泉徴収義務者の方用情報...③

「令和6年分 年末調整チェック表」や「令和6年分 年末調整 Q&A」など、源泉徴収義務者の方が年末調整を行う上で役立つ情報を掲載しています。

給与所得者(従業員)の方用情報...④

「年末調整を受ける際の注意事項」や「各種申告書の記載例」などを掲載していますので、年末調整について、従業員の方へ説明する際にご活用ください。

◎ 年末調整における定額減税額の精算

本年の年末調整では、定額減税額（年調減税額）の控除を行うために年調減税事務を行う必要があります。年調減税事務の手順は次のとおりです。

※ 定額減税の概要については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

（定額減税特設サイト：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>）



1 年調減税額の控除対象者の確認

年調所得税額から年調減税額を控除し、毎月の給与等から控除した定額減税額の精算を行う対象者は、原則として「**年末調整の対象者**」です。

※ 基礎控除申告書等により把握した給与所得以外の所得を含めた**合計所得金額が1,805万円**を超えると見込まれる方は、年調減税額の控除対象者ではありません。

2 申告書の受理及び年調減税額の計算

従業員の方から受理した扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書等に記載された、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者及び扶養親族の人数（**いずれも居住者に限ります。**）を確認し、年調減税額を次のとおり計算します。

年調減税額 = 本人分30,000円 + 同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円

3 年調減税額の控除

対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

※ 年調所得税額から年調減税額を控除するイメージは下段にある「年間の給与等に係る税額の計算等」をご覧ください。

4 源泉徴収票への表示

源泉徴収票を作成する際は、その「(摘要)」欄に次の例のとおり記載します。

(例) 年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が80,000円、控除しきれなかった金額が10,000円の場合

「**源泉徴収時所得税減税控除済額80,000円、控除外額10,000円**」

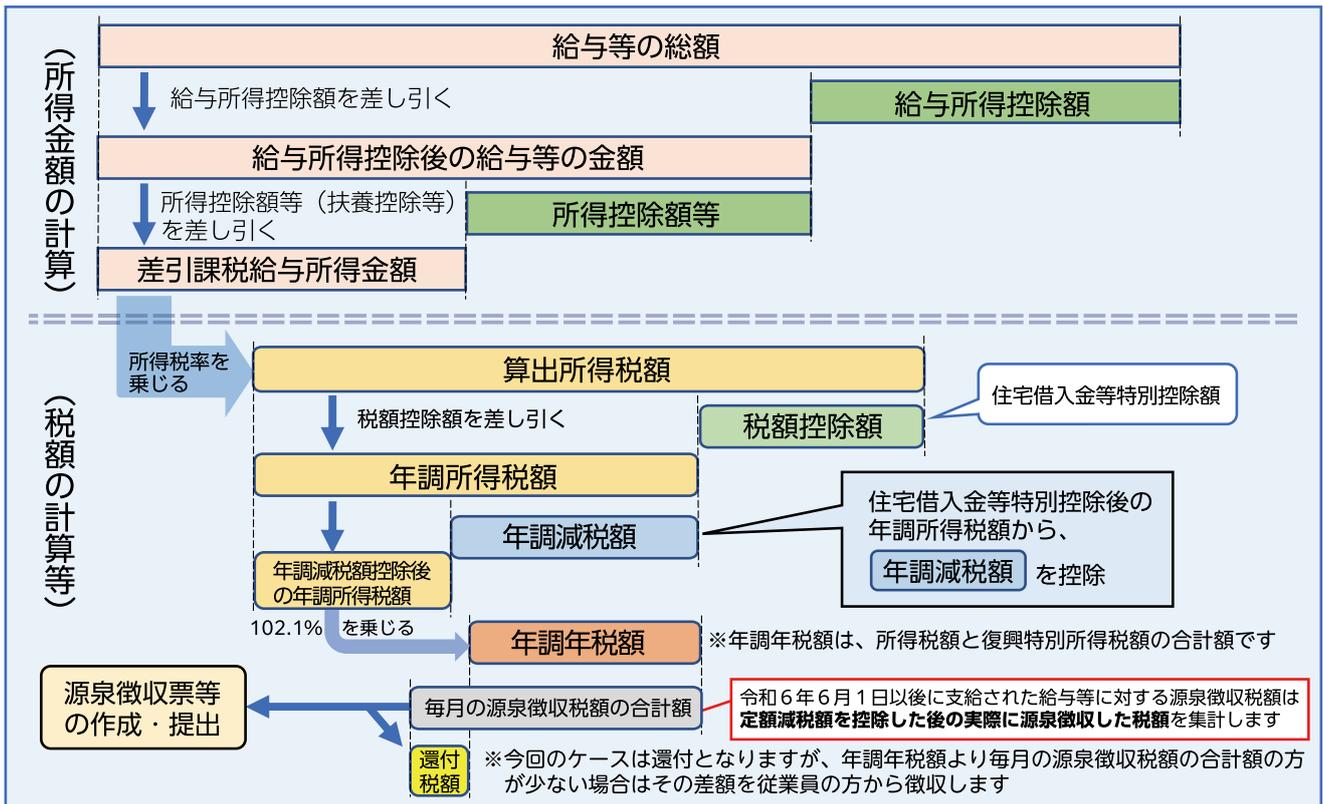
※ 合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を加算の対象に含めた場合は、上記に加えて「**非控除対象配偶者減税有**」と記載します。

また、控除しきれなかった金額がない場合は、「**控除外額0円**」と記載します。

年調減税事務の詳細については「令和6年分 年末調整のしかた」をご覧ください。



◎ 年間の給与等に係る税額の計算等



## ◎ 所得税徴収高計算書（納付書）の記載例と税額の納付

### ○ 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合の記載例

源泉徴収高計算書（納付書）

061220	128	73920
061225	25	0
061220	1	12252
58590		
27582		
¥27582		

株式会社

### 《税額の納付について》

年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）にその内容を記載した上で、徴収税額を納付します。

### 《キャッシュレス納付について》

源泉所得税の納付手続には、税務署や金融機関の窓口での納付手続のほか、非対面で便利なキャッシュレス納付による納付手続があります。

キャッシュレス納付を利用することで、税務署や金融機関へ出向くことなく、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末などからe-Taxを利用して納付することができます。

なお、源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前にe-Taxで徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。



### ○ 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合の記載例

源泉徴収高計算書（納付書）

061220	16	51860
061225	9	74254
061220	1	8168
134282		
0		
¥0		

株式会社

12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円－134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は、所轄税務署にe-Taxにより送信・郵便又は信書便により送付・提出してください。

## ◎ 令和6年分の年末調整における主な改正事項

- 令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除（**定額減税**）が実施されています。
- 令和6年10月1日以後に提出する「**給与所得者の保険料控除申告書**」について、記載すべきとされる保険金の受取人等に係る情報のうち、申告者との続柄の記載を要しないこととされました。

改正事項の詳細については「源泉所得税の改正のあらまし」をご覧ください。



## ◎ 法定調書に関するお知らせ

次のことを掲載しているページはこちらです。



### ① 【令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引】

源泉徴収票を含めた6種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめた手引を掲載しています。

### ② 【令和7年中に法定調書を30枚以上提出した場合の留意事項】

令和7年中に提出する法定調書の提出枚数が30枚以上<sup>(※)</sup>となった方は、令和9年に提出する法定調書を、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。該当する調書は、書面では提出できませんので、e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

※ 30枚以上の判断は、調書の種類ごとに行います。

## ◎ 令和7年1月からの源泉徴収事務について

- 令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「**給与所得者の扶養控除等申告書**」及び「**従たる給与についての扶養控除等申告書**」は、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容から異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました（詳細については、こちらのFAQをご覧ください。）
- **令和7年分の「源泉徴収税額表」の税額については、令和6年分から変更はありません。**



国税庁 法人番号 7000012050002

※ このリーフレットは、令和6年7月1日現在の法令に基づいて作成しています。

## 女性部会の皆さんが租税教室講師を務めました

6月21日(金)、久喜支部女性部会の皆さんが久喜市立青毛小学校で「租税教室」講師を務めました。

小学6年生の租税教育が1学期の指導項目となり、コロナウイルスも感染症法の2類から5類へと移行し、令和6年度の租税教室の皮切りとなる講義でした。児童の皆さんにマグネットシートやフリップを用いながら、積極的に参加できるように工夫を凝らした授業を実施しました。

授業終了後には、先生が子どもたちに今日の授業の感想を求め児童の代表から丁寧なお礼の言葉をいただきました。今井校長先生も熱心に見守ってくださいました。



久喜市立青毛小学校



白岡市立大山小学校

7月9日(火)、白岡市立大山小学校で女性部会白岡支部と久喜支部の皆さんが租税教室の講師を務めました。大山小学校は6年生が8名で今年度末に廃校が決まっています。

児童8名に対して講師が3名という重厚な布陣で臨んだため、子どもたちの満足度も高かったことと思われます。



同じく7月9日(火)午後からは、久喜市立栗橋南小学校で女性部会栗橋支部の皆さんが租税教室の講師を務めました。栗橋南小学校は今年第10回を迎える税に関する絵はがきコンクールに第1回から参加している熱心な学校です。子どもたちも真剣に講師の話に聞き入っていました。



久喜市立栗橋南小学校

## 女性部会

### 県外視察研修を開催！

小雨が降ったりやんだり。雨天ならば羽田エアポートターミナルも視野に入れていた今回の県外視察研修は、9月25日(水)28名で東京湾のクルーズと柴又散策を行いました。



東京湾両側に展開する巨大なクレーンの数々。海上保安庁の船に少し緊張。柴又では門前の商店街に懐かしさが漂い、ノスタルジックな気分。

車中では、「もしも税金がなかったら…」を想像した社会のこと、租税教室の新しいシナリオなどの勉強会を行いました。



## 青年部会

### 青年部会春日部支部が 小学校の租税教室に 講師を派遣

6月28日(金)、春日部市立八木崎小学校で青年部会春日部支部の会員が講師を務めました。

あいにくの雨の中、体育館での授業となりましたが、暑さを感じることもなく、児童の皆さんは、税金が使われているものと使われていないものを判断してマグネットシートを貼付することやお兄さん講師のお話にとっても熱心に耳を傾け、最後には1億円の重さ体験を楽しんでいました。

続いて7月10日(水)、春日部市立南桜井小学校で青年部会春日部支部の会員が租税教室の講師を務めました。

2クラスの子どもたちが講師の先生の話をしっかり聴き、子どもたちの反応もとてもきびきびとした明るい授業になりました。



春日部市立八木崎小学校



春日部市立南桜井小学校



## 埼玉県連女性部会連絡協議会東部ブロック租税教育事業

# 「租税教室とSAMのダレデモダンス」

令和6年7月28日(日) 於 ふれあいキューブ



連日の暑さの中、夏休みの日曜午後、子どもたちが県連女連協主催「租税教室とSAMのダレデモダンス」に春日部市のふれあいキューブへ集まりました。

最初に、主催者の埼玉県連女連協の三富会長挨拶を県連の小幡専務理事から代読、来賓の春日部税務署長の挨拶があり、租税教室が始まりました。白衣を着た謎の税金先生が税金についてクイズ形式で一講座を実施。

次によいよお待ちかねの元TRF 地元岩槻出身のダンサーSAMさんの登場です。

少しずつ身体を馴らしながら、細部にわたっての動きから徐々に連続して難しい動きになっていきます。最後はいよいよTRFの音楽に合わせたダレデモダンスの真骨頂を披露することに。県連の専務理事も主催者の一人として真剣なまなざしでSAMさんの動きに合わせてかなり上手にダンスを踊られました。まさにダレデモダンスを具現化したこの日の講座は大成功。さいたま緑のトラスト基金にも皆さんからご協力いただきました。

## 支部だより

### 春日部支部 青年部会 第25回 親子マネー講座を開催

春日部支部青年部会では、年に2回親子マネー講座を開催しています。

今年も7月27日(土)春日部市民文化会館大会議室で実施しました。

「マネークラフト～お金を学んでお金を増やそう～」というテーマでの投資教育と税金教室の組合せです。

フランス・ベーコンのお金は肥やし、アルベルト・アインシュタインの人類史上最大の発明は複利というお話から始まり、3匹のリス「かくん(株式投資)」、「とっくん(投資信託)」、「よっくん(預貯金)」による寸劇やすごろく遊びの実演などを交え、お金の世界でのリスクとは、変動幅のこと。

ウォーレン・バフェット「10年待てないなら、株を買ってはいけない」という言葉から、投資で大切な3要素、長期、積立、分散について理解を深めるための講義を受けました。

その後、株式会社を応援する投資をするには、どんな会社を応援したいか、「イケてる会社の社長になろう」と題してのゲームがありました。



経営方針を決める決断を「はらはら会社」、「そこそこ会社」、「わくわく会社」の3人の社長による発言を聴きながら、子どもたちが回答を選択し、企業の成長戦略や株主による投資行動の選択についてファイナンシャル・プランナーの八木陽子先生と助手の鎌田優子先生から学びました。

マネークラフト講座に続き、青年部会の「税金先生」、「税キング」、「真もお兄さん」による税金教室が開催されました。親子で投資教育や税金の勉強が体験でき、夏休みの貴重な機会になったと思います。

終了後の感想を拝見すると、とても良かったとのこと意見がたくさんあり、スタッフ一同も酷暑の中で開催できたことへの達成感が得られました。

# 名目監査役に支払った賞与および残業手当の取扱い ～実践税務調査～

税理士 牧野義博

各地に事業所を持つ同族経営の有限会社に税務調査が入りました。調査官は役員および従業員の給与関係について調査を始めています。

**調査官** 役員の方を見ると親族関係の方が多いですね。

**代表者** ええ、気心が知れているので経営しやすいですよ。

**調査官** 甲さんは監査役となっていますが、営業所長でもありますね。

**代表者** それが何か問題でもありますか？

**調査官** 商業登記簿や定款にも監査役の記事がありますので間違いありません。

一人別の給与台帳を見ると監査役の甲さんには基本給、通勤手当のほかに残業手当、深夜手当および休日手当（以下「残業手当等」）並びに賞与の支給もされています。

**代表者** 甲は監査役ではなく使用人です。会社設立の際に、定款のひな形に記載されていた監査役の欄を埋めるために甲に無断で名前を借用したので、定款および商業登記簿に甲の名前が記載されているにすぎません。現に、甲は他の従業員と同様の給与基準に服するとともに、雇用保険に加入し、毎日現場に従事しています。

甲が監査業務に携わったことは一度もなく、いわば名目上の監査役であり、実際には使用人として働いているのだから、使用人としての職務を有する役員、つまり使用人兼務役員ですね。

**調査官** 結論から申し上げますと、監査役は使用人兼務役員になることが許されておりません（法人税法第34条第5項および法人税施行令第71条第1項第4号）。法人税法では定期同額給与を除き、これを損金に算入することができないとされています（法人税法第34条第1項）。

本件の場合、残業手当等については支給額が一定でなく、また、賞与についても支給時期や支給額が一定していませんので、定額給与には当たらず臨時的な給与に当たり、かつ、使用人兼務役員になり得ない監査役に対して支給されたものであるから、損金の額に算入しない役員賞与に該当するとともに、損金の額に算入されない従業員の給与に該当します。

従って、本件残業手当等および賞与を所得の金額の計算上、損金の額に算入することはできません。

**代表者** 甲は適法に監査役に選任されていません。また、甲は専ら使用人としての業務を行っていたのであるから、本件残業手当等および賞与を所得の金額の計算上、損金の額に算入すべきです。

**調査官** 有限会社法では「原始定款によって監査役を選任することができる」こと、あなたの会社の「原始定款に甲を監査役に選任する旨の記載がある」こと、「甲はあなたの会社の従業員であり、原始定款に甲の記名押印が認められる」こと、「原始定款の認証を受けるためには、従業員の印鑑証明書を公証役場に提出する必要がある」こと等の事情からすれば、甲は、自己の意思に基づきあなたの会社の定款によって適法に監査役に選任されたと認められます。

そして、実定法上および租税法上、監査役が使用人を兼ねることは禁止をされている以上、専ら従業員としての業務を行っていたこと等をもって、適法に選任された監査役を従業員として扱うことはできません。

【筆者紹介】 牧野義博(まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



## 法人会の基本的指針

法人会は  
よき経営者を目指すもの団体として  
会社の積極的な自己啓蒙を  
納税意識の向上と  
企業経営および社会の  
健全な発展に貢献します

法人会のキャッチフレーズ  
めざまし 企業の繁栄と社会の貢献(法人会)

～ 全国法人会総連合 ～



# 公益社団法人春日部法人会 主な会員サービス一覧

○詳しくは下記提携先または事務局へお問い合わせください。

令和6年7月26日現在

種類	内容	提携先	優遇概略(金額概算)
インターネット バンキング	初年度手数料 無料 または減免	埼玉りそな銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・りそなビジネスダイレクト 基本利用手数料:月額 7,700円を初年度半年間 3,850円に50%減免 (計 23,100円減免)</li> <li>・りそなビジネスダイレクト (Mini) 基本手数料:月額 3,300円を初年度半年間1,100円に33.3%減免 (計 13,200円免除)</li> </ul>
		武蔵野銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むさしのビジネスダイレクト 契約手数料:5,500円、手数料:月額 6,600円を初年度全額免除</li> </ul>
		埼玉縣信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さいしんダイレクトビジネス 基本利用料:月額 2,200円を初年度全額免除 (計 26,400円免除)</li> </ul>
		川口信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人向けインターネットバンキング 基本手数料:月額 3,300円を初年度全額免除 (計 39,600円免除)</li> </ul>
		青木信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新インターネットバンキング(法人) 基本手数料:月額 1,100円を初年度全額免除 (計 13,200円免除)</li> </ul>
		飯能信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はんしんWeb-FBサービス 基本手数料:月額 1,650円を初年度全額免除 (計 19,800円免除)</li> </ul>
		法人会 サポートローン	各種手数料等 免除 または金利優遇
武蔵野銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むさしの「企業力」 金利 0.2% 優遇</li> </ul>		
埼玉縣信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員サポートローン「元気力」 財務診断表を無料作成</li> </ul>		
遺言信託	取扱手数料優遇 または 提携信託紹介	埼玉りそな銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約時の取扱手数料15%割引 遺言書作成から遺言執行までりそながサポートします</li> </ul>
		武蔵野銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むさしの「遺言信託」(遺言作成サポートサービス付) 遺言作成から遺言執行まで円滑な資産承継をサポートします</li> </ul>
		埼玉縣信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)山田エスクロー信託と提携 遺言書の作成や保管、執行時のお手伝いをいたします</li> </ul>
		川口信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほがらか信託(株)と提携 契約時の取扱手数料15%割引</li> </ul>
貸倒保証制度	法人会専用に設計された団体取引信用保険	三井住友海上火災保険株式会社	お取引先(債務者)の法的整理事由の発生または履行遅滞の発生により売上債権が回収できない場合に貴社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします 詳しくは、 <a href="https://www.mskhoken.com/houjin/">https://www.mskhoken.com/houjin/</a> をご確認ください
企業情報・格付情報照会サービス	企業間における信用リスク調査を低料金で提供	AGS株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業情報+格付け情報を2,000円(税別)で提供 平成27年6月より海外企業調査レポート取扱開始</li> </ul>
ネット医療相談	月1回・24時間無料相談	(株)メディカルノート (大同生命・AIG損保・アフラックの3社の提携先)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人会会員企業の役員・従業員、お1人様月1回、1つの相談に納得するまで何度でも ※月1回とは、新しい相談1回を指します。詳細は県連HP掲載のチラシをご確認下さい</li> </ul>
健康診断	会員割引	はすだセントラルクリニック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検診予約時に法人会会員である旨を医療機関にお申し出ください</li> <li>・検診内容、申込書等は法人会HPからダウンロードできます</li> </ul>
福利厚生制度	経営者大型総合保障制度 総合事業者保険 がん保険 など	大同生命 AIG損保 アフラック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細は各社ホームページ又は推進員にお尋ねください</li> </ul>
研修・セミナー	税務署・税理士・専門講師による研修 無償	春日部法人会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署職員や税理士、一流専門講師による税制度や明日からの経営に役立つ実務研修・セミナーに無償で参加できます。</li> <li>・会員には年4回の広報誌で開催をご案内</li> <li>・インターネットを通じたセミナーを無償でご利用いただけます 内容は春日部法人会ホームページをご覧ください</li> </ul>
広報誌・資料	定期的に広報誌や資料を送付、ホームページで迅速な情報提供	春日部法人会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌/年4回発行</li> <li>・税に関する小冊子/年4冊程度</li> <li>・ホームページ/毎週金曜日更新</li> </ul>
※社会貢献活動	公開講演会 地域イベントへの参加 租税教育 など	春日部法人会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著名な講師による公開講演会の開催、学校への演奏家や講師派遣</li> <li>・地域イベント会場に出展し啓発活動や花と緑いっぱい運動を実施</li> <li>・小学校租税教室への講師派遣や絵はがきコンクール、中学生税についての作文</li> </ul>
出会い・交流機会		春日部法人会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴルフコンペ、芸術鑑賞会、賀詞交歓会、ボウリング大会など様々な交流機会があります</li> </ul>

公益社団法人 春日部法人会

TEL:048-761-3551  
FAX:048-752-8244

<http://kasukabehojinkai.jp/>

法人会ホームページでは様々な活動を写真でご紹介しています

# 想うがまま

## 生まれ育ったこのまちで

### 岩槻支部

有限会社 石原モータース  
代表取締役 今井 聡

両親が昭和44年に岩槻に移住し、私は岩槻で生まれ岩槻で育ちました。

父は新潟出身で新聞記者でしたが、私が11歳の時に不慮の事故で他界しました。高校卒業後は直ぐに働かなくてはと思い、当時人気のあった自動車整備士の国家資格が取得できる高校に進学し、卒業後はディーラーに就職してそこで妻と出会い結婚しました。

その後、ディーラーを辞め義父が経営する自動車会社に入社しました。義父は跡継ぎになってほしいとの考えもあり私に会合やゴルフなど参加する機会を与えてくれましたが、そんな矢先に義父は病に倒れ私は代表取締役



に就任することになり仕事も忙しく、なかなか行事に参加できない時期もありました。今、少し自分の時間を持つようになったので岩槻の為に何かできないかと思い、私が子どもの頃楽しかった夏休みのお祭りの思い出を子ども達に味わってもらいたく、微力ですが岩槻まつり実行委員会に参加させて頂きました。

普段ゴルフで脚腰を鍛えているはずでしたがお祭りの後は脚がパンパンに……。

岩槻まつりは大盛況に終わりましたが、その為には縁の下の力持ち、たくさん人達の協力があってこそ成り立っているのだと思いました。

ディーラーを退職し石原モータースで働くこと決めた当時、先輩から岩槻で働く以上は地域に貢献し助け合っていないとねと言われました。

本当にその通りだと数年経ったいま実感しています。その言葉を胸にこれからも頑張ります。

### 有限会社 石原モータース

住所：さいたま市岩槻区慈恩寺1486-3  
電話：048-794-3411

## 父の面影

### 栗橋支部

株式会社 たつみ工芸  
代表取締役社長 宮田 和彦

ものごころついた時には看板屋になると決めてました。それは多分に父親の影響が大きかったと思います。昭和3年生まれ父は志願兵として海軍に入隊しているという経歴から、それは厳格なオヤジでした。

姉は可愛がられてましたが、男の私には全てにおいて教育的指導が激しく、今では信じられないほどでした。しかし、そんな自分には無いモノを持っている父への憧れは強く、いつも仕事にくっついてまわっていました。

その気持ちは成人しても変わらず、迷わず2代目として、デザイン専門校を卒業後、当社たつみ工芸に入社し現在に至ります。

私が入社した当時、施工に関する技術的なレベルはかなり低く学生上がりの自分が見てもひどい状態でした。

元々、父は新聞記者で私が生まれた年に広告代理店として起業しました。当時は、経済が高度成長期でもあり埼玉県栗橋辺りでは珍しい職種でした。JR(当時国鉄)の指定代理店としての肩書きもあり、地方銀行、公共団体等からの依頼を多数手がけており、営業力はあるのです



が、技術力は無い。このままでは代理店化する状態でした。代理店としては田舎は不利ですので、経営方針を変えて行かないといけません。

たまたま私は職人肌だったので製作レベルを上げるため手探りで孤軍奮闘し、父の敷いてくれたレールを必死で固め、実績を積み上げてゆきました。

大変ではありましたが、ものづくりの楽しさ、お客様からの感謝の声は自分にとって何よりの宝物です。

父とは経営方針が違いましたが文句も言わずに、良いパートナーとして見守ってくれました。そんな父も一昨年94才で他界しました。

破天荒な人生でしたが幼い時からの気持ちのままこの仕事が出来ていることは父のおかげだと、とても感謝しています。

近年、中小企業の後継者問題もある中、当社も例外では無く幼い息子が引き継ぐかは、何とも言えません。強制はしませんが、やりがいの在る仕事なので、もし生業としてくれればとても有難いと思っております。

最後に法人会、商工会等は敷居の高いイメージがありましたが、育った街の貢献にと入会し、様々な経験と出会いをさせて頂きました。今後とも皆様と力を合わせて地域の要となって行けるよう努力してゆきます。

### 株式会社 たつみ工芸

住所：久喜市栗橋338-2  
電話：0480-53-7074  
FAX：0480-53-7084

H P：https://www.tatsumi-kougei.jp/  
E-mail：tkougei@kogonet.ne.jp



# 新入会員ご紹介

(令和6年6月1日～令和6年9月30日新入会員)

◎春日部支部	I CRAFT	春日部市武里中野771-34	家具修理、販売業
	株式会社和堀住装	野田市上花輪684-11	塗装業、屋根工事業、足場工事業
	Makoto Sunrise株式会社	春日部市東中野955-11	教育事業
	株式会社リーブ	春日部市上柳77	運送業
	株式会社JPP	春日部市神間872	農機具卸
	株式会社Core-Grow	三郷市戸ヶ崎2-243-83	教育・建設
	株式会社サクセスト	春日部市梅田3-175	接骨院
ほか正会員4件 賛助法人1件 賛助個人1件			
◎岩槻支部	合同会社たけのこproject	さいたま市緑区三室2400-8	教育・福祉
	株式会社Cerasto	さいたま市岩槻区大野島241-8	建設業
	さいたま通信技術株式会社	さいたま市岩槻区浮谷1116-1	電気通信工事業
ほか正会員1件			
◎久喜支部	株式会社SUXIO	久喜市吉羽181-6 エステム店舗103	建設業
ほか正会員2件			
◎蓮田支部	正会員1件 賛助法人2件 賛助2社目1件		
◎幸手支部	ドッグランズウェル株式会社	幸手市香日向4-15-9	ペット関連サービス
	株式会社Dog Runs Well	幸手市香日向4-15-10	障害福祉サービス
	FG株式会社	幸手市千塚482番地4	足場工
	司法書士法人増田合同事務所	幸手市中四丁目10番20号	士業
	荒井工業	加須市向古河681-1	建設業
	PRO CRAFT	久喜市野久喜817-7	建設業
◎宮代支部	賛助個人1件		
◎白岡支部	株式会社GAJ	白岡市爪田ヶ谷957-1	自動車販売業
◎菫蒲支部	さくら観光バス株式会社	久喜市菫蒲町三箇2470-1	運送業
	ほか正会員1件		
◎鷺宮支部	有限会社サイデン	久喜市八甫2803-1	建設業
◎杉戸支部	株式会社ナシオン	北葛飾郡杉戸町内田2-8-16	一般管工事業

ぜひ、新入会員をご紹介ください

## 会員増強運動展開中

### 9月～12月は会員増強特別強化月間



法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

春日部税務署管内には約12,000の法人がありますが、このうち33%の約4,000社の企業経営者が会員です。

春日部税務署の協力団体として、税に関する様々な資料の提供や直接税務署の担当官や税理士の皆さんを講師に迎えた説明会や研修会、著名人による講演会、小学生の税に関する絵はがきコンクール、中学校の税の作文コンクールなどを行っています。

最近では、企業経営を支援する「経理」のほか「相続対策、事業承継」に関する実務的なセミナーが定員を超

える好評をいただいています。また、交流ゴルフ大会や賀詞交歓会など、異業種交流の機会もあり、地域の人脈が広がることも法人会の大きなメリットです。こうした交流から、企業連携の拡大やコラボレーションによる新たな業務の発展などもあるようです。

「社会貢献活動」と「会員企業の為の事業」の二つの面を中心に活動している公益法人です。お近くの企業の方でまだ会員でない方がいらっしゃいましたら、是非参加をご案内ください。法人会に関する資料や入会案内はお近くの各地区商工会にあります法人会支部事務局又は春日部法人会事務局にお願いします。

# 経営者保証とリスクマネジメント

経営者にとって重要なリスクの一つが、借入金に対する連帯保証債務のリスクでしょう。金融機関から借入をする際に経営者が連帯保証人になるのは一般的で、この連帯保証債務を経営者保証といいます。

この連帯保証債務（経営者保証）、相続では極めて厄介な代物になります。経営者に万一の時、経営者が抱えていた連帯保証債務は、法定相続分通りに相続人に引き継がれることになります。これを「当然分割」と言います。もともと事業資金としての借入金なのにその責任は後継者だけでなく、他の相続人にも波及することになるのです。

他の相続人（非後継者）にして見ると、全く関与していない会社での借入金に常に返済の責任を負わされるという事態になり、何かことがあれば債権者から返済を求められることになるのです。

さらに相続税計算でも通常であれば債務は相続財産から控除できるのですが、連帯保証債務は債務が確定していないため債務控除ができません。

このように連帯保証人である経営者に万一が発生すると、後継者のみならず他の相続人にまで影響を及ぼす事になるのです。

そこで、相続人は相続放棄を検討することになるのですが、放棄とは「借金だけ放棄します」などと都合のいいことは出来ませんから、プラスの財産も捨てることになり、遺族の生計が危ぶまれます。事業を承継するはずだった後継者も経営権を捨てざるをえな

くなります。事業を閉じることになるのですから、従業員がいれば全員解雇することになり、人道上の問題から事態は収集困難となります。

こういったリスクを回避するために、近年「経営者保証ガイドライン」により、この連帯保証債務（経営者保証）を外す動きが出てきております。金融機関を中心として対応が進んでいるようで中小企業にとっては明るい兆しが見えてきていると言えます。

とはいえ、全ての企業が経営者保証を外せるわけではありません、従来通りの条件で資金繰りをせざるをえない企業もある訳で、まだまだ道半ばと言えるでしょう。

相続が起きてからでは間に合わない連帯保証債務（経営者保証）への対処、いざという時に慌てないための具体的手段として生命保険の活用などがありますが、重要なのは、経営者のリスクマネジメントとして日頃から積極的に取り組む姿勢なのです。

著者プロフィール：Office SHIMADU 代表 島津 悟 氏

大同生命提携講師・PHPビジネスコーチ・ファイナンシャルプランナー・年金プランナー・春日部法人会会員。新潟県出身。大同生命支社長を経て研修部門。平成24年、同社退職を機に研修講師として独立。同社職員や管理者の育成に携わる。また、全国の法人会・納税協会の経営者セミナー、税理士会向けのセミナーで活躍中。



**法人会** は、様々な事業を行っていますが、大きな柱の一つが福利厚生制度で、全国法人会総連合では、この制度を「大同生命保険株式会社」「AIG損害保険株式会社」「アフラック生命保険株式会社」の3社と提携しています。会員でなければ加入できない保障制度、集団取扱いによる割安な保険料、法人契約にすれば保険料が損金処理できる保険などがあります。詳しくは各社「法人会福利厚生制度推進員」におたずねください。

お問合せ先

大同生命保険株式会社 埼玉支社春日部営業所……………電話 048-734-3371  
 AIG損害保険株式会社 埼玉支店……………電話 048-641-4050  
 アフラック生命保険株式会社 埼玉総合支社……………電話 048-645-0861

# 法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に  
**(法人会 自主点検チェックシート)** と記入することができます。

■ 法人事業概況説明書 FB1007

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。  
なお、記載欄の不十分な項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別添記載の上、後付願います。

OCR入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください)

法人番号	支店・店舗数	国内子会社の数	整理番号
法人名	支店・店舗数	子会社数	税務署
電話	支店・店舗数	子会社数	処理欄
業種	支店・店舗数	子会社数	
業内容	支店・店舗数	子会社数	
4 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
5 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
6 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
7 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
8 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
9 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
10 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
11 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
12 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
13 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
14 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
15 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
16 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
17 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
18 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
19 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
20 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
21 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
22 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
23 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
24 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
25 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
26 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
27 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
28 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
29 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
30 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
31 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
32 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
33 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
34 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
35 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
36 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
37 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
38 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
39 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
40 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
41 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
42 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
43 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
44 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
45 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
46 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
47 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
48 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
49 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	
50 期末従業員	支店・店舗数	子会社数	

1. 「法人事業概況説明書」〈表面〉8. (5) 「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した経理についての社内監査実施の有無を記入することができます。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
	( )		

法人会 自主点検チェックシート (国税庁後援) は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

**まだ自主点検チェックシートに取り組みされていない経営者の皆様も、是非一度お試しください。**

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

17 加入組合等の状況	<input type="checkbox"/> 申請書の作成 <input type="checkbox"/> 調査立会 <input type="checkbox"/> 税務相談 <input type="checkbox"/> 決算書の作成 <input type="checkbox"/> 伝票の整理 <input type="checkbox"/> 補助簿の記録 <input type="checkbox"/> 総務定元帳の記録 <input type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務
加入組合等の状況	(役職名) (役職名) 営業時間 開店 時 閉店 時 定休日 毎週 (毎月) 曜日 (日)

(記入例)

17 加入組合等の状況	○○法人会会員 (役職名) (法人会役職名をご記入ください)
-------------	-----------------------------------

**法人会の会員であることを  
ご記入ください。**

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。  
また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「**経営者のミカタ 法人会自主点検チェックシート**」を配信していますので、是非ご活用ください。